

保険で良い歯科医療を実現するための診療報酬改定を

2018年4月19日

「保険で良い歯科医療を」全国連絡会

会長 雨松 真希人

2018年4月1日に診療報酬改定が行われました。診療報酬改定とは、医療機関の診療に対して保険から支払われる報酬の改定で、ほぼ2年に1度、物価や人件費などの動向に応じて行われています。

「保険で良い歯科医療を」全国連絡会はこの改定に向け、①患者窓口負担の軽減、②歯科医療の保険範囲の拡大、③歯科医療に関する国の予算増額の3点を請願項目にあげ、「保険でよい歯科医療」の実現を求める請願署名運動を全国で展開してきました。そして32万4,020筆を集め、与野党の国会議員62人の紹介を得て、国会に提出しました。

今回の改定では、全体では1.19%のマイナス、歯科診療報酬本体は0.69%とわずかなプラスに止まりました。安倍政権下での3回連続のマイナス改定です。

いまや政府の患者負担増の姿勢はますますひどくなっています。高齢化などに伴う社会保障費の自然増6300億円を5000億円に抑制し、さらに削るために患者負担増をおこなおうとしています。窓口負担が大変で歯科にかかれぬ声や、若者のアンケートに時給が上がれば歯科にかかりたいなどの切実な声に国は答えるべきです。

一方、制限はあるものの大白歯に対する白いCAD/CAM冠の適応に続き、新たに硬質レジンプリッジ、金属アレルギーの患者への対応など、保険診療の幅を広げてという私たちの要求が一定反映されたものもありますが、私たちの要求実現には程遠い状況です。また、今回の改定で設けられた様々な施設基準を満たせる医療機関と満たせない医療機関の格差をつけるだけでなく、治療を受ける患者にも格差が持ち込まれる内容が盛り込まれました。

さらに、歯科医療従事者や患者、国民が求める「保険でよい歯科医療」を実現するには、歯科医師・歯科衛生士・歯科技工士などの基礎的技術の適正評価とすでに確立している技術や材料の保険導入が必要です。

私たちは、いつでもどこでも誰もがお金のお心配をせず歯科医療を受けられ、保険で良い歯科医療の実現をめざすために、以下の内容を強く求めるものです。

- 一、 お金のお心配をせず、歯科医療を受けられるよう、窓口負担を軽減して下さい。
- 二、 保険のきく歯科治療の範囲を拡大して下さい。
- 三、 歯科医療従事者の基礎的技術に対する評価を高めて下さい。
- 四、 歯科医療にかかる国の予算の増額をして下さい。